

令和8年度 在宅高齢者のための各種事業

緊急通報システム事業

自宅に緊急通報装置を設置し、24時間体制で対応します。
また、月に一度あんしんセンターから電話で様子を伺います。

対象者：町内在住で、次のいずれかに当てはまる人
（1）おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯の人
（2）身体障害者手帳1～3級の所持者のみの世帯の人
（3）**日中の大半をひとりで生活する高齢者**

利用料：1ヶ月400円（6ヶ月毎の口座引き落とし）
※すぐにつけられる協力員が2名必要です。



固定タイプ

固定タイプをご希望の場合は、電話回線をご確認ください。「単独NTTアナログ回線」が基本です。



携帯タイプ

見守り事業

安否確認や不安感の解消のため、相談員が月1回の電話と訪問をし、ご様子を伺います。困りごと等あればご相談ください。

対象者：町内在住の要支援・要介護認定等のない65歳以上で、
高齢者のみの世帯または日中の大半がひとりの高齢者
利用料：1ヶ月200円



介護用品支給事業

自宅で介護をしている人の負担を減らすために、介護用品を買い取るクーポン券を支給します。

対象者：次のすべてに当てはまる人
（1）町内に住所があり、要介護者と同居である（住民票が同じ住所の人）
（2）要介護者は、要介護認定で要介護3～5である
（3）要介護者、介護者及び同居の家族が市町村民税非課税世帯
※生活保護受給者は対象にはなりません。
※施設入所・入院されている場合は対象になりません。
※要介護3の場合は、要介護認定における認定調査票を確認し、「排尿」又は「排便」の項目において、「介助」又は「見守り等」に該当する人。その他、状況により必要性が認められるときは利用できる場合があります。
指定薬局で介護用品を購入できるクーポン券を月額6,250円分支給します。（介護用品：紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤、おしり拭きシート及び防水シート）

家族介護教室

要介護者を介護する家族および援助者の方へ、
介助の技術を伝え、家族同士のコミュニケーションの場を提供します。

広報に掲載

高齢者軽度生活援助事業

高齢者の自宅を訪問し、日常生活上のお手伝いをします。
サービス内容：電球の付替、換気扇の掃除、代読、郵送の支援（現金および金券類を除く）、季節の機器等の入替、室内掃除、ごみ出し、通販商品等の組立など

対象者：町内在住のおおむね65歳以上で、65歳未満の同居者がいない日常生活上の援助が必要な人
利用料：1回のサービスに係る人員1人1時間あたり 200円（1回あたりのサービスが1時間で完了する内容に限る）

※1世帯あたりひと月につき2回まで利用できます。（必要に応じ1年度につき4回まで追加可能）
※事業者が危険と判断した場合、若しくは特殊な作業を伴う場合は除く。
※原則として、対象者が受けることができる介護保険サービスに含まれる内容は除く。

徘徊高齢者SOS搜索支援事業

医療機関、介護保険関係事業所、関係団体、支援機関、行政が連携したネットワーク（高齢者虐待防止及び見守りネットワーク）で、認知症高齢者を見守り・支援する取り組みを行っています。

◆まずは事前登録を
見守り支援を希望するときは、あらかじめ名前・特徴・写真などの情報の事前登録が必要です。
対象者：認知症の高齢者などで行方不明となる可能性がある人
登録方法：本人や家族の同意を得たうえで、申請書を提出。
※申請後、担当者が訪問します。

認知症高齢者等個人賠償責任保険

認知症高齢者等が日常生活における偶発の事故により、他人をけがさせたり、他人の物を壊すなどして、法律上の損害賠償責任を負った場合に、その賠償金を保証するものです。保険料は府中町が負担します。
※徘徊高齢者 SOS搜索支援事業の登録をする人が対象です。

認知症高齢者等保護情報共有サービス（見守りシール）



対象者が行方不明となった場合に、発見者が見守りシール上のQRコードを読み取ることで、伝言板機能を通じて家族と連絡を取ることができるサービスです。
※徘徊高齢者 SOS搜索支援事業の登録をする人が対象です。

高齢者等生活環境支援事業 （大型ごみのごみ出し 家電4品目を除く）

ごみステーションまで大型ごみを出すことが出来ない人を対象に、自宅に戸別訪問して大型ごみを収集します。

対象者：自らで大型ごみを搬出したり、親族や近隣の人などの協力を得たりすることが困難で、かつ次のいずれかにあてはまる人だけで構成される世帯。
要介護1～5、身体障害者手帳1・2級、療育手帳マルA・A、精神障害者保健福祉手帳1級、75歳以上
利用料：1回550円（年2回まで）

※収集できない大型ごみ
・大型ごみとして収集できないもの
・家屋などの出入口から搬出できないもの
・搬出にあたり、取り外し工事、解体作業などを伴うもの
・搬出にあたり、特殊な器具、機械等を用いる必要があるもの
・作業員2人で持ち上げ、運搬ができないもの



高齢者生活管理指導短期宿泊事業

生活習慣や体調の調整を図るために、老人ホームなどに一時的に宿泊し、要介護状態への進行を予防します。ケガなどで一時的に在宅生活が難しい場合もご相談ください。

対象者：町内在住の要支援・要介護認定のない65歳以上の人
利用料：一日4,000円程度（食事・宿泊・送迎代等含む）
※上半期・下半期につきそれぞれ7日まで

救急医療情報キットをお持ちですか？

緊急連絡先、かかりつけの病院や服薬内容等を記入した「救急医療情報キット」を冷蔵庫内に保管するものです。119番通報で駆けつけた救急隊員が、迅速に救急活動を行うことができます。

対象者：町内在住の70歳以上の人
または健康に不安のある人 ※1世帯につき1つ



お問い合わせ先

府中町高齢介護課高齢者福祉係
TEL 082-286-3256